

一色保育園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人 一色福祉会が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 一色保育園
- (2) 所在地 伊勢市一色町1316番地

(施設の目的及び運営方針)

第2条 一色保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月28日三重県条例第65号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(認可定員)

第3条 当園の認可定員は120人とする。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳児以上の子ども。以下「2号認定子ども」という。）
3歳児 20人
4歳児 10人
5歳児 10人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳児未満の子ども。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども
1歳児 12人
2歳児 12人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども
0歳児 6人

(提供する保育等の内容)

第5条 当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定保育（第8条に規定する時間において提供25する保育をいう。以下同じ。）
- (2) 食事の提供
- (3) 子育て家庭に対する支援

- (4) 延長保育事業
- (5) その他保育に係る行事等

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、園児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- (1) 園長 1名(常勤)
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務を司る。
- (2) 主任保育士 2名(常勤)
主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
- (3) 保育士 16名(常勤11名、非常勤5名)
保育士は、保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 調理員 3名(常勤3名)
調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (5) 看護師 1名(非常勤1名)
看護師は、園児の健康管理や怪我の応急手当等の業務を行う。
- (6) 業務員 1名(非常勤1名)
業務員は、園内の環境整備を行うとともに、調理補助等の業務を行う。
- (7) 保育補助員 1名(常勤1名)
保育補助員は、保育士及び保育業務の補助を行う。

(保育を提供する日)

第7条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除く。

(保育を提供する時間)

第8条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間
8時00分から18時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間
8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(延長保育)

第9条 当園は、保育短時間認定を受けた子どもについて8時00分から18時00分までの範囲内で、平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。

第10条 当園は、8時00分から18時00分まで、保護者が、病気や出産、家族の看護などで緊急に保護が必要とされる子どもに対して、一時的に保育を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(利用者負担その他の費用の種類)

第11条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用者負担金(保育料)

を、その居住する市町村へ支払うものとする。

- 2 第1項に定めるもののほか、下表に掲げる当園の保育において提供する便宜に要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受けるものとする。

費用の種類	納付額	徴収の目的
給食費	3歳以上児 月額 5,100円	給食費用
制服代	入園時 3歳児から5歳児 15,000円程度 0歳児から2歳児 1,000円程度	制服、帽子、スモック、体操服等の費用
保育用品代	入園時及び進級時 3歳から5歳児 3,000円程度	粘土、サインペン 等保育用品の費用

※納付額は変動する場合あり。

※上記のほか、保護者会において保護者会費の負担（月額200円）がある。

※そのほか、園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費については、随時負担を受けるものとする。

- 3 保育短時間認定にかかる延長保育の料金は、200円（日額）とする。

（利用の開始に関する事項）

第12条 当園に入園するときは、伊勢市との利用調整を行わなければならない。

（利用の終了に関する事項）

第13条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校就学の始期に達したとき
- (2) 園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 市外に転出し、伊勢市に住民票を有しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時における対応方法）

第14条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第15条 当園は、非常災害に備え、園児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次

項及び第4項において「計画等」という。)を作成することとする。

2 当園は、計画等に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、園児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第17条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) 保育の実施に当たっての計画

(2) 提供した保育に係る提供記録

(3) 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例(平成26年10月10日伊勢市条例第27号)第19条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録

(4) 保護者からの苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年1月1日から改定する。

この規程は、平成29年1月1日から改定する。

この規程は、平成30年4月1日から改定する。

この規定は、平成31年4月1日から改定する。

この規程は、令和元年10月1日から改定する。

この規程は、令和2年4月1日から改定する。

この規程は、令和3年4月1日から改定する。

この規程は、令和4年4月1日から改定する。